関係団体の長 殿

環境部環境保全課長 (大気係)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について(通知)

このことについて、環境省水・大気環境局大気環境課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、当該改正を踏まえ、県作成パンフレットの内容を見直しましたので併せて送付します。 おって、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

- 1 添付資料
 - 別添1 環境省通知文(写)
 - 別添2 環境省通知文別紙
 - 別添3 県作成パンフレット
 - 別添4 市町村あて通知文(写)

2 主な改正内容

- (1) 令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体等工事に係る石綿事前調査について、必要な知識を有する者(工作物石綿事前調査者等)による調査を義務付け。(令和8年1月 1日施行)
- (2) 特定工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、「塗料その他の石綿等が使用されている材料」の除去の作業を伴う場合に限り、必要な知識を有する者による調査を必要とした。(令和8年1月1日施行)
- (3) 特定工作物(石綿事前調査結果の報告対象となる工作物)に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い」を追加した。(令和5年10月1日施行)
- 3 改正内容の詳細(環境省 URL)

https://www.env.go.jp/press/press 01756.html

部 署 福岡県環境部環境保全課

担 当 大気係 城戸、澄川

電 話 092-643-3360

e-Mail taiki@pref.fukuoka.lg.jp

環水大大発第2306231号 令和5年6月23日

者 道 府 県 大気汚染防止法政令市 大気環境主管部局長 殿

> 環境省水·大気環境局大気環境課長 (公印省略)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について (通知)

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(令和5年省令第10号。以下「改正省令」という。)、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示(令和5年6月環境省告示第47号。以下「改正調査者告示」という。)及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示(令和5年6月環境省告示第48号。以下「改正特定工作物告示」という。)が令和5年6月23日に公布され、改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行されることとなった。貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)においては、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)における石綿の飛散防止のための規制を行っている。法第18条の15第1項及び第4項において、解体等工事の元請業者及び自主施工者は、特定建築材料(吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいう。)の使用の有無等について、事前に調査(以下「事前調査」という。)することとされている。

このうち、建築物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第16条の5に基づき、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとされている(令和5年10月1日施行)。

今般、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、施行規則及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者(令和2年10月環境省告示第76号)を改正した。

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、特定工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものをいう。)に追加するため、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年10月環境省告示第77号。以下「特定工作物告示」という。)を改正した。

第2 工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者等(施行規則第16条の5)

事業者は、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について適切に調査を実施するために必要な知識を有する者(以下「調査者等」という。)に行わせなければならないこととした。

ただし、特定工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合に限ることとした。「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)が含まれる。

なお、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査の円滑な実施に十分な 人数の調査者等を養成するため、当該者に調査を行わせる義務については、令 和8年1月1日より適用することとしたが、義務付け適用以前においても、事 前調査は調査者等に行わせることが望ましい。

以上のことから、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」 (令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知。 以下「令和2年11月施行通知」という。)のうち、第3 事前調査 2 事前調査 の方法(2)調査を適切に行うために必要な知識を有する者における「なお、 工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務づけることとはしていない。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第3 工作物の解体等工事に係る事前調査を適切に実施するために必要な知識 を有する者(改正調査者告示)

以下に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

(1) 特定工作物告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる 工作物に係る解体等工事

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年10月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者

- (2)特定工作物告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物に係る解体 等工事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工 事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等 の作業を伴うもの
 - (1) に掲げる工作物石綿事前調査者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

第4 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の追加(改正特定工作物告示)

特定工作物として、「観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)」を追加した。

なお、「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第2項第1号に規定する「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)をいう。

第5 作業基準における除去又は囲い込み等の完了の確認

施行規則第16条の4第5号において、特定工事の元請業者又は自主施工者は、 当該特定工事における特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了後に(これら の作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に)、これらの 作業が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該 確認を目視により行わせることとしている。 工作物に係る特定粉じん排出等作業における「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。)をいう。

以上のことから、令和2年11月施行通知のうち、第10作業基準 5 除去又は 囲い込み等の完了の確認における「ただし、工作物については事前調査に必要 な知見が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討することとしており、工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務付けることとはしていないことから、工作物に係る特定粉じん排出等作業においては、石綿作業主任者に確認を行わせることとする。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第6 施行期日

改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行することとした。

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、 特定工作物に係る解体 等工事において、事前 建築物 特定工作物 特定工作物 特定工作物 調査結果の報告が必要 以外 $(1\sim5)$ (6, 12~17) 7~11) 塗料その他 の石綿等が 使用されて いるおそれ がある材料 の除去作業 を伴う場合 建築物石綿含有建材調査者等

特定工作物(環境大臣が定める工作物)

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び圧力容器

4:配管設備 5:焼却設備 7:貯蔵設備 8:発電設備 9:変電設備 10:配電設備

11:送電設備

6:煙突

12:トンネルの天井板

13: プラットホームの上家

14: 遮音壁

15:軽量盛土保護パネル

16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」 (令和2年10月環境省告示第77号)の号番号

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を 有すると認められる者
- ※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

<u>建築物石綿含有</u> <u>建材調査者等</u>に よる調査が必要 工作物石綿事前 調査者による調 査が必要 <u>建築物石綿含有建材調査者等</u> 又は<u>工作物石綿事前調査者</u>に よる調査が必要

令和5年8月版

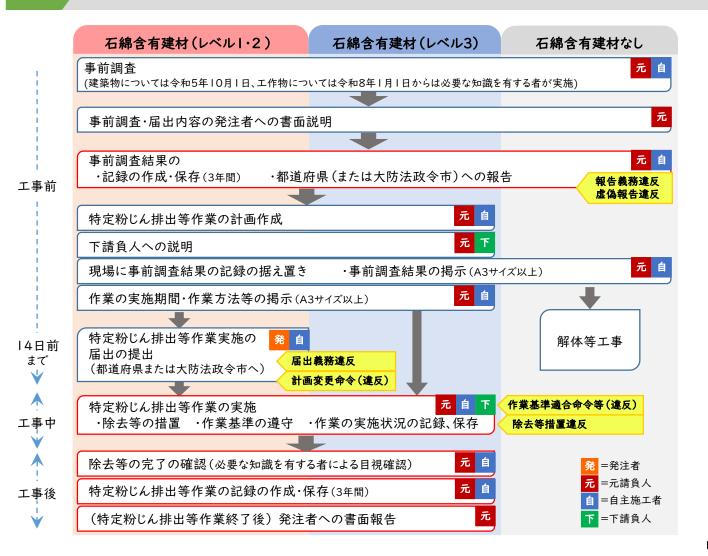
石綿飛散防止対策が強化されました

改正大気汚染防止法の概要

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が、令和3年4月から段階的に強化されています。



2 解体・改造・補修工事に係る手続きフロー



解体等工事の元請業者(または自主施工者)は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されて いないか確認する必要があります。 (法第18条の15第1項,第4項)

1. 事前調査の実施

▶ 事前調査の方法が法定化されました。

- ① 書面調査(設計図書等)
- ② 現地調査(目視調査)
- ③ 分析調査

② 現地調査(目視調査) 設置工事の 着手日が 石綿有無不明 平成18年9月1日 みなし 以後のもの 分析調査 含む

石綿なし

書面調査(設計図書等)

※ 書面調査のみで「石綿なし」と判断してはいけません。

※ ただし、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが明らかな建築物等や、石綿の使用禁止後 に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

石綿あり

事前調査は必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

(法第18条の15、規則第16条の5)

『必要な知識を有する者』による調査が必要な工事			必要な知識を有する者の要件		
建築物 の 解体等工事	令和5年10月1日以降に着工する工事 ※令和5年9月末までは『必要な知識を有する者』以外も 事前調査が可能 (事前調査は必要です)		下記の要件のいずれかに該当する者 要件①: 一般建築物石綿含有建材調査者 要件②: 特定建築物石綿含有建材調査者 要件③: 一戸建て等石綿含有建材調査者 要件④: 義務付け適用前に(一社)日本アスベスト 調査診断協会に登録されている者 ※③は、一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ調査可能		
		特定工作物のうち ①~⑤、⑦~①	要件⑤: 工作物石綿事前調査者 に該当する者		
工作物 の		特定工作物のうち ⑥、⑫~⑰	T (1 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	分析調査は、厚生労 働大臣が定める者等	
解体等工事		特定工作物以外の工作物 ※塗料その他の石綿を含有 するおそれのある 建築 材料の除去を伴うもの	要件①②④⑤のいずれかに 該当する者	(令和2年厚生労働省 令第277号)に依頼し てください。	

【特定工作物】石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ①反応槽、 ②加熱炉、 ③ボイラー及び圧力容器、
- ④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)。
- ⑤焼却設備、 ⑥煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)、 ⑦貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)、
- ⑧発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、 ⑨変電設備、 ⑩配電設 ⑫トンネルの天井板、 ⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、 ⑮軽量盛土保護パネル、 ⑩配電設備、 ⑪送電設備 (ケーブルを含む。)、
- ⑥鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、 ⑦観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く)[⑰は令和5年10月1日に追加]

▶ 事前調査結果は現場に据え置き、掲示 (A3サイズ以上)する必要があります。

2. 事前調査結果の報告

一定規模以上の解体等工事を行う場合、元請業者(または自主施工者)は、事前調査結果を

都道府県等に報告する必要があります。 (法第18条の15第6項、規則第16条の11)

建築物				工作物		
解体		改造·補修		解体·改造·補修		
,411				特定工作物		特定工作物
床面積合計 80m ² 以上	床面積合計 80m ² 未満	請負金額 100万円以上	請負金額 100万円未満	請負金額 100万円以上	請負金額 100万円未満	以外

都道府県知事(または大防法政令市)へ報告

石綿事前調査結果報告システムから電子申請 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/



(法第18条の15、規則第16条の10)

(注) 事前調査の結果、石綿(レベル1・2・3建材)がなかった場合も、報告が必要です。

解体等工事の元請業者(または自主施工者)等は、石綿の除去等作業の方法について、建材 の種類及び作業の種類ごとに基準を遵守する必要があります。(法第18条の14、規則第16条の4・13~15)

		作業の大計	主な石綿飛散防止措置		
		作業の方法	隔離養生	湿潤化	その他
吹付け 石綿 (レベルI)	除去を行う場合	① 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材をかき落とし、切断し、又は破砕することなく、そのまま建築物等から取り外す方法 ② 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、集じん・排気装置を使用する方法 ③ ②に準ずるものとして環境省令で定める方法	負圧隔離 養生	0	
石綿含有 断熱材・ 保温材・ 耐火被覆材 (レベル2)	封じ込め、囲い込み を行う場合	① 吹付け石綿の囲い込み、若しくは石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法(切断、破砕等を伴うもの)② 吹付け石綿の封じ込めを行う方法		0	・作業計画の作成 ・作用計画に基づく 作業の実施
		吹付け石綿の囲い込み、石綿含有断熱材・保温材・耐火被 覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法 (切断・破砕等を伴わないもの)	隔離養生 (負圧不要)	0	・作業の実施期間や その方法等の掲示 (A3サイズ以上)
	石綿含有ケイ酸カ ルシウム板第 I 種の 除去等を行う場合	原形のまま取り外す方法	_	—*·	・作業の実施状況の
その他の 石綿含有 建材 (レベル3)		上記方法での除去等が著しく困難なとき(切断等)	隔離養生 (負圧不要)	0	記録、保存・除去等が完了した
	石綿含有仕上塗材 の除去等を行う 場合	電動工具(ディスクグラインダー又はディスクサンダー)を使わない方法	—*I	0	ことの確認
		電動工具(ディスクグラインダー又はディスクサンダー)を使う 方法	隔離養生 ^{※2} (負圧不要)	O*2	
	その他石綿含有 成形板等の除去等 を行う場合	原形のまま取り外す方法	_	<u></u> *।	
		上記方法での除去等が著しく困難なとき(切断等)	_	0	

特定粉じん排出等作業実施の届出について

自主施工者

レベル1、レベル2建材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う 場合、解体等工事の発注者(または自主施工者)は、作業開始 の14日前までに都道府県等へ届出が必要です。 (法第18条の17、規則第10条の4)



-ドできます。

「申請先:福岡県」を選択後、 「キーワード:特定粉じん排出」 🎦 で検索してください。

解体等現場の所在地	窓口		電話番号	所在地	
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課		092-513-5612	大野城市白木原3-5-25	
古賀市、糟屋郡	宗像·遠賀	環境指導第一係		宗像市東郷1-2-1	
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	保健福祉環境事務所 環境指導課	環境指導第二係	0940-36-6322		
直方市、宮若市、鞍手郡	嘉穂・鞍手	環境指導第一係	0948-21-4812		
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	保健福祉環境事務所	環境指導第二係	0948-21-4813	飯塚市新立岩8-1	
田川市、田川郡	- 環境指導課 -	環境指導第三係	0948-21-4814		
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、 三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 環境課環境指導係		0942-30-1058	久留米市合川町1642-1	
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課		0943-22-6964	八女市本村字深町25	
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 環境課環境指導係		0930-23-2380	行橋市中央1-2-1	
問い合わせのみ	環境部環境保全課 大気係		092-643-3360	福岡市博多区東公園7-7	

石綿(アスベスト)の種類と石綿含有建材の種類

石綿(アスベスト)は、耐熱性、耐摩耗性、経済性(安価)等、優れた性質をもつ天然の鉱物のことです。一方で、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。 ※「石綿含有」…石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合



6

<石綿の種類>

- ①クリソタイル(白) ②アモサイト(茶)
- ③クロシドライト(青) ④アンソフィライト
- ⑤トレモライト
- ⑥アクチノライト







出典: THE ASBESTOS/せきめん読本(1996年日本石綿協会)

COECOECO	出典: THE ASBESTUS/ できめん読本(1996年日本石締協を				
石綿含有 建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材·保温材· 耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板、仕上塗材 等)		
レベル分類	レベルI	レベル2	レベル3		
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い		
建材の 具体例	 1 吹付け石綿 2 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) 3 石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石) 4 石綿含有吹付けパーライト 	【石綿含有断熱材】 「屋根裏用折版断熱材 2 煙突用断熱材 【石綿含有保温材】 3 石綿保温材 4 けいそう土保温材 5 石綿含有けい酸カルシウム保温材 6 ひる石保温材 7 水練り保温材 【石綿含有耐火被覆材】 8 耐火被覆板 9 けい酸カルシウム板第2種 10 石綿含有耐火被覆塗材 等	スレート波板		
使用箇所 の例	壁、天井、鉄骨(防火、耐火、吸音性等確保)	屋根裏、煙突、ボイラー、化学プラント、 焼却炉、ダクト、配管の屈曲部、鉄骨 部分、鉄骨柱、梁、エレベータ	耐火間仕切り、床材、外装材、屋根材、 煙突材、設備配管、設備機器部品		

7 関連法令について

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律として、大気汚染防止法以外に下 記法律があります。これらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

- 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
 建築物の解体等の工事で生じる石綿により、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止するため、作業場内での基準等が定められています。
- <u>建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)</u> 他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則 として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められ ています。

(問合せ先)

県土整備事務所、北九州市、 福岡市、大牟田市、久留米市

● 建築基準法

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

(問合せ先)

県土整備事務所、北九州市、 福岡市、大牟田市、久留米市

問合せはこちら

福岡県環境部環境保全課(大気係) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3360

アスベスト(石綿)対策について

和 Fukuoka Prefecture 大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿(アスベスト)問題への取組 建築物を壊すときはどうしたらいいの?



http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html